

消費税及び地方消費税に関する届出について

令和 年度東京都商店街デジタル化推進事業費補助金について、下記のとおり消費税及び地方消費税の取扱いについて届け出る。

記

- 1 免税事業者
- 2 課税事業者であり、簡易課税制度を選択
- 3 課税事業者（任意団体）であり、簡易課税制度を選択せず、特定収入割合が5%を超える（若しくは超える見込み）
- 4 上記2及び3以外の課税事業者
 - (1) 「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」は明らかであり、当該仕入控除税額を除外して実績報告書を提出する。
 - (2) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」が明らかでなく、当該仕入控除税額相当額を除外せずに、実績報告書を提出する。
なお、消費税等の確定申告により、当該仕入控除税額が確定した後、速やかに報告を行う。

※ 1～4のいずれか該当するものを○で囲む。

※ 4に該当する場合は、(1)又は(2)のいずれか該当するものを○で囲む。